

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年8月 28 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
-----------------------	----

厚生年金保険関係	2件
----------	----

(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
--------------------	----

国民年金関係	2件
--------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600108号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600044号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成18年1月31日の標準賞与額を44万7,000円に訂正することが必要である。

平成18年1月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年1月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年1月31日

年金事務所からの連絡により、請求期間に係る標準賞与額の記録がないことが分かった。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された「2006.01 契約パラ賞与 明細書」及びB社の事業主の回答により、請求者は、請求期間にA社から44万7,508円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(44万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600177号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600043号

第1 結論

請求者のA社における令和5年3月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和5年3月から同年6月までの標準報酬月額については20万円とする。

令和5年3月1日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和5年3月1日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和5年3月1日から同年7月1日まで

私は令和6年3月末日までA社に勤務していたが、同社が誤って私の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和5年3月1日として届け出ってしまった。後日訂正されたようだが、請求期間が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になってしまっている。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給料支払明細書、A社の事業主から提出された賃金台帳及び事業主回答により、請求者は、請求期間において20万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和5年3月1日から同年7月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和6年4月1日とする旨の届書を年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、日本年金機構から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失届及び同資格喪失届に係る訂正届により、事業主が請求者の資格喪失年月日を令和5年3月1日として届けたのち、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効

により消滅した後に当該資格喪失年月日を令和6年4月1日に訂正する旨を届出ている（令和7年8月14日受付）ことが確認できることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600169号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2600017号

第1 結論

昭和61年*月から平成元年8月までの請求期間及び平成5年4月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和61年*月から平成元年8月まで
② 平成5年4月から同年12月まで

私は、母の知り合いの会計士の方から、国民年金への加入を勧められ、平成3年から平成6年頃までに、A市役所B出張所において、国民年金の加入手続きを行い、請求期間①及び②の国民年金保険料を、同市役所から郵送してもらった納付書により、同市役所B出張所の窓口で、一度にまとめて50万円から60万円くらいを遡って納付した。納付した際に受け取った領収証や納付したことが分かる確定申告書等の資料は持っていないが、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付したことは確かなので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成3年から平成6年頃までの間に、A市役所B出張所において、国民年金の加入手続きを行い、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を、同出張所の窓口で、一度にまとめて50万円から60万円を遡って納付した旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)*に係る国民年金被保険者資格取得年月日(昭和61年*月*日)の入力処理は、平成3年10月9日に行われていることが確認できることから、請求者の国民年金加入手続きは、同年10月頃に行われたものと推認され、当該加入手続き時点において、請求期間①に係る国民年金保険料は、保険料を徴収する権利が時効により消滅しているため納付することはできない。

また、請求期間②に係る国民年金保険料の納付について、請求者は、請求期間①に係る国民年金保険料とまとめて納付した旨主張しているが、当該期間に係る国民年金保険料は、上述の加入手続き時点において納付することができないことから、請求者が請求期間②に係る国民年金保険料を、その主張どおり、請求期間①に係る国民年金保険料とまとめて納付していたと推認

することはできない。

さらに、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したと主張する時期に住民登録していたA市は、当該期間の国民年金に関する資料（受付処理簿、被保険者名簿、電算データ等）は、保管していない旨回答している。

なお、国民年金制度において、納付期限から2年を超えたことにより徴収する権利が消滅した国民年金保険料について、特例的に納付できる制度が実施されていたことがあるものの、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付したと主張する時期においては、当該制度は実施されていない。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600178号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2600018号

第1 結論

昭和58年*月から昭和61年3月までの請求期間及び同年4月から昭和63年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和58年*月から昭和61年3月まで
② 昭和61年4月から昭和63年3月まで

私の年金記録には昭和63年4月からの記録しかないが、大学生であった請求期間①及び大学を卒業してからA共済に加入するまでの請求期間②については、母親が私の国民年金の加入手続きを行い国民年金保険料を納付していた可能性がある。

請求期間①及び②の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付については、母親から聞いたことはなく全く分からないが、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、それらを行った可能性があるとする請求者の母親は既に亡くなっており、証言を得られないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、B市C区に係る被保険者台帳管理簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)* (現在の基礎年金番号)は、平成7年7月20日に払い出されており、同区が作成した請求者の国民年金被保険者名簿により、当該国民年金番号に係る被保険者資格の取得年月日は同年4月1日であることが確認できるところ、当該取得年月日は、オンライン記録により確認できる国民年金の資格取得年月日と一致しており、請求者が同日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は請求期間①及び②において国民年金に未加入であり、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、請求者に上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して別

の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者は、請求期間①及び②当時にD市又はE市に住民登録していた旨陳述しているところ、D市は、請求期間①及び②の国民年金に係る資料（受付処理簿、被保険者名簿等）は保管しておらず、電算システムにおいて請求者の氏名は確認できるものの国民年金の加入履歴等に係る情報は一切確認ができなかった旨回答しており、E市は、当該期間の国民年金に係る資料（受付処理簿、被保険者名簿等）はなく、電算システムにおいても請求者の国民年金に係る情報はない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。